○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　四月一日交通省告示第九百九十二号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　運送契約

第一節　通則（第三条・第四条）

第二節　貨物の引渡し（第五条・第六条）

第三節　運賃及び料金（第七条・第八条）

第四節　荷造り及び梱包（第九条・第十条）

第五節　荷役（第十一条・第十二条）

第六節　荷積み及び荷卸し（第十三条・第十四条）

第七節　荷物の受渡（第十五条・第十六条）

第八節　荷物の保管（第十七条・第十八条）

第九節　荷物の滅失、毀損及び延着（第十九条・第二十条）

第十節　運送人の責任（第二十一条・第二十二条）

第十一節　荷物の引渡し（第二十三条・第二十四条）

第十二節　荷物の返還（第二十五条・第二十六条）

第十三節　荷送人又は荷受人の義務（第二十七条・第二十八条）

第十四節　荷送人又は荷受人の責任（第二十九条・第三十条）

第十五節　運賃、料金等の支払（第三十一条・第三十二条）

第十六節　運賃、料金等の返還（第三十三条・第三十四条）

第十七節　荷送人又は荷受人の請求（第三十五条・第三十六条）

第十八節　時効（第三十七条・第三十八条）

第三章　雑則（第三十九条・第四十条）

第一章　総則

（手荷物の運搬）

第一条　運送人は、荷送人から、貨物の運送の申込みをあつたときは、その貨物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷物の引渡し、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を定めるこの約款（以下「標準貨物自動車運送約款」という。）に従つて、荷物の運送を行うものとする。

2　運送人は、荷送人の申込みに応じ、この約款の内容を明示して、荷物の運送を行うものとする。

3　この約款の内容を変更しようとするときは、その変更の内容を明示して、荷物の運送を行うものとする。

（運送の申込み）

第二条　荷送人は、運送を申し込むときは、その貨物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を運送人に通知しなければならない。

2　荷送人は、運送を申し込むときは、その貨物の運送に関し、この約款の内容を了知していることを運送人に対して表明しなければならない。

3　荷送人は、運送を申し込むときは、その貨物の運送に関し、この約款の内容を了知していることを運送人に対して表明しなければならない。

4　荷送人は、運送を申し込むときは、その貨物の運送に関し、この約款の内容を了知していることを運送人に対して表明しなければならない。

第二節　貨物の引渡し

（貨物の引渡し）

第三条　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷造り）

第四条　荷送人は、荷物の荷造りを、荷物の種類、数量、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（梱包）

第五条　荷送人は、荷物の梱包を、荷物の種類、数量、荷造り、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷役）

第六条　荷送人は、荷物の荷役を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷積み）

第七条　荷送人は、荷物の荷積みを、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の受渡）

第八条　荷送人は、荷物の受渡を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の保管）

第九条　荷送人は、荷物の保管を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の滅失、毀損及び延着）

第十条　荷送人は、荷物の滅失、毀損及び延着を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の引渡し）

第十一条　荷送人は、荷物の引渡しを、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の返還）

第十二条　荷送人は、荷物の返還を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷送人又は荷受人の義務）

第十三条　荷送人は、荷物の荷積みを、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の荷卸し）

第十四条　荷送人は、荷物の荷卸しを、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の保管）

第十五条　荷送人は、荷物の保管を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の滅失、毀損及び延着）

第十六条　荷送人は、荷物の滅失、毀損及び延着を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の返還）

第十七条　荷送人は、荷物の返還を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の時効）

第十八条　荷送人は、荷物の時効を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の保管）

第十九条　荷送人は、荷物の保管を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷物の返還）

第二十条　荷送人は、荷物の返還を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷送人又は荷受人の義務）

第二十一条　荷送人は、荷物の荷積みを、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（運賃、料金等の支払）

第二十二条　荷送人は、荷物の運賃、料金等の支払を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（運賃、料金等の返還）

第二十三条　荷送人は、荷物の運賃、料金等の返還を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷送人又は荷受人の請求）

第二十四条　荷送人は、荷物の返還を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

4　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

（荷送人又は荷受人の請求）

第二十五条　荷送人は、荷物の返還を、荷物の種類、数量、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

2　荷送人は、運送を申し込んだ貨物を、荷造り、梱包、荷役、荷積み、荷卸し、荷物の受渡、荷物の保管、荷物の滅失、毀損及び延着、運賃、料金等の支払、荷物の返還、荷送人又は荷受人の義務、運送人の責任、荷物の時効その他の運送に関し必要な事項を了知した運送人に対して、荷物の運送を行うものとする。

3　荷送人は、